

## 常盤こころ保育園 一時預かり 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 浦和乳幼児センター
所 在 地	さいたま市浦和区常盤7丁目12番8号
電 話 番 号	048-824-5984
代 表 者 氏 名	理事長 田口 美智雄

### 2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	「児童福祉法第」39条に基づき、乳幼児の保育事業を行うなかで一時預かりを実施します。
運 営 方 針	児童の家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。

### 3 提供する保育の内容

名 称	常盤こころ保育園
所 在 地	さいたま市浦和区常盤7丁目12番8号
電 話 番 号	048-824-5982
認 可 年 月 日	昭和55年4月1日
施 設 長 氏 名	笹木 あゆみ
職 員 配 置	施設長1名 保育士5名 他5名
取 扱 う 事 業 の 種 類	一時預かり事業

### 4 預かりの提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	7時00分から20時00分まで
規 定 預 かり 時 間	9時00分から16時30分まで
時 間 外 預 かり	7時から9時まで及び16時30分から18時まで
延 長 時 間 預 かり	18時から20時まで
休 園 日	日曜日・祝日及び12月29日から1月3日まで

5 利用者負担費用、金額、支払い方法

種 類	金 額
利 用 料	※ 曜日特定預かり (9時から16時30分まで) 0歳児 週1回 月額 14,000円 1.2歳児 週1回 月額 13,000円 3.4.5歳児 週1回 月額 10,000円  ●食物アレルギー除去食・代替食 1日100円増
	※ 不定期預かり (9時から16時30分まで) 0歳児 日額 4,000円 1.2歳児 日額 3,600円 3.4.5歳児 日額 3,100円  ●食物アレルギー除去食・代替食 1日100円増
	※ 緊急預かり (9時から16時30分までの間で必要な時間) 不定期預かりと同額
	※ 時間単位預かり (7時から18時まで) 0歳児 30分 550円 1・2歳児 30分 500円 3・4・5歳児 30分 350円 飲食物費 昼食 320円 3時軽食 210円 離乳食 260円 (ミルク付) ミルク 110円  ●食物アレルギー除去食・代替食 1食50円増
時間外料金	7:00~9:00 16:30~18:00 (時間単位預かりを除く) 15分につき 0歳児 400円 1・2歳児 300円 3・4・5歳児 200円
延長預かり料	18:00~20:00 15分につき 0歳児 450円 1・2歳児 350円 3・4・5歳児 250円
登 録 料	初回預かり時 2,000円 ただし、通常保育に在籍していた児童、職員の親族・・・・・・免除 子育て支援センターみなみ一時預かり利用者・・・・・・免除 通常保育、一時預かり利用者の兄弟姉妹・・・・・・半額 通常保育、一時預かり利用者、職員の紹介・・・・・・半額 緊急預かりで1回だけの利用・・・・・・不要 後日再利用の場合はその時に請求
そ の 他	振替不可再振替手数料 (引き落としができなかった場合) 600円 振替口座変更手数料 (口座を変更される場合) 200円 口座振替再申請手数料 (印鑑・口座番号等相違などの書類不備) 600円 カードキー紛失時料金 1枚1500円

取 消 料	<p>① 不定期預かり・緊急預かり・時間単位預かりで、当日予約した時間までに到着せず連絡もない場合には、預かり料と飲食物費をいただきます。</p> <p>② 朝の時間外（7：00～9：00）と時間単位預かりにおいて、連絡無しに予約開始から30分以上遅れてきた場合、予約開始時間からの料金をいただきます。</p> <p>③ 時間単位預かりにおいて連絡無しに迎えが早くなり予定していた食事を取らずに帰る場合、飲食物費をいただきます</p> <p>※取消は保育園携帯電話 080-5061-1864 に<u>ショートメール</u>で必ず連絡してください</p>
支 払 い 方 法	<p>保育園内では現金を取り扱いません。銀行預金口座より自動引き落としの方法で支払い願います。偶数月の28日（金融機関休業日にあたる場合は先送り）2か月分合算しての支払いです。事前に請求書をお渡しします。</p>

## 6 施設の利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠 席 取 消	<p>決まり次第、保育園携帯電話 080-5061-1864 に<u>ショートメール</u>でお知らせください。（夜間も可）</p> <p>メール送信が不可能な場合等、止むを得ない場合は電話でも受け付けますが、休園日、土曜日、平日の午後5時から翌朝8時30分までは電話を受ける事ができません。</p> <p>（曜日預かり以外で予約した時間までに連絡がない場合は、利用料及び飲食物費を申し受けます。）</p>
遅 刻	<p>8時30分以降のご予約で、到着が予約した時間を大幅に過ぎる場合は電話もしくはショートメールで連絡してください。</p>
迎え時間・迎えの人	<p>当日の連絡票に記入してください。お預け後に変更する場合は、電話もしくはショートメールでお知らせください。</p>
与 薬 曜日特定預かり児童のみ	<p>原則として薬は預かりません。薬を飲ませる必要がある時は、保護者の方が来園して飲ませます。ただし、溶連菌感染症が治癒したあとの抗菌薬の投与は行います。</p> <p>慢性疾患（糖尿病など）等で与薬が必要な場合はご相談に応じます。</p>
嘱託医 曜日特定預かり児童のみ	<p>・小児科医 地元常盤の「ゆう・こどもクリニック」 野田正子医師 年3回健康診断を実施</p> <p>・歯科嘱託医 「エミデンタルクリニック」 高崎恵美医師 年1回歯科健康診断を実施</p>

## 7 緊急時等における対応方法

- (1) 預かり中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ電話連絡し、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、責任を持ってしかるべき対処を行います。あらかじめご了承ください。



## 8 主な感染症の登園基準

以下の病気が疑われる時は、必ず受診してください。

以下の病気と診断された時は医師より「保育園の登園許可」を得てから登園してください。

治癒証明書は必要ありませんが、医師の許可があった旨を連絡票にご記入ください。

保育園内で感染性の病気が発生したときは、掲示してお知らせします。ご心配なことがありますらご相談ください。

以下の表は、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」の登園のめやすによります。

※予防接種後は自宅でお子さんの健康観察をお願いします。

病名	潜伏期間	感染しやすい期間	主な症状	登園のめやす
インフルエンザ	1～4日	発症24時間前から後3日間が最も感染力が強い	突然の高熱、全身倦怠、筋肉痛、関節痛、頭痛、鼻水、くしゃみ、咽頭痛、咳	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過し元気が良い時
百日咳	7～10日	感染初期（咳をし出して2週間以内）が最も強い	発作性咳の長期反復、持続	特有の咳が消失していること、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
麻疹（はしか）	8～12日	発熱出現1～2日前から発しん出現後4日後まで	①38℃前後の発熱、咳、鼻汁、結膜充血、眼やに。 一時、熱が下がるころ頬粘膜にコプリック斑出現。 ②一度熱が下がるが、再び発熱。耳後頭部から発しん出現し、広がる	熱が下がった後、3日を経過し元気が良いとき
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	16～18日	明らかな症状を示す7日前からその後9日間	発熱、片側、または両側の耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹及び痛み	耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫れが始まった後5日を経過し、かつ元気が良くなってから
風しん（三日はしか）	16～18日	発しん出現の前後7日間	発熱、発しん、リンパ節腫脹	発しんが消失したとき
水痘（水ぼうそう）	14～16日	発しん出現する1～2日前から全ての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで	発しんは体幹から全身に、頭髪部や口腔内にも出現 紅斑→丘疹→水疱→痂皮 かゆみ	すべての発しんが痂皮（かさぶた）になってから
咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	咽頭からは2週間、便から数週間ウイルスが排泄される（急性期の最初の数日が最も感染性あり）	39℃前後の高熱、咽頭炎（咽頭発赤、咽頭炎）結膜炎	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	2～14日	発症後約2週間	流涙、頭痛、全身倦怠、結膜の炎症、眼瞼浮腫、目やに	医師に感染の恐れがないと認められるまで（結膜炎の症状がなくなってから）
ヘルパンギーナ	3～6日	唾液へのウイルスの排泄は通常1週間未満。（便からは数週間排出される）	高熱、咽頭痛、咽頭に水疱	発熱や口腔内の水疱潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること

手足口病	3～6日	水疱消滅まで（便からは数週間ウイルスが排出）	感冒様症状、手足口に赤斑→水疱	発熱や口腔内の水疱潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	4～14日	かぜ症状出現から顔に発しんが出現するまで	顔面赤斑とくに頬部の赤斑性発しん 手足に網目状の紅斑	発しんが出現したところには感染力はないので、元気がよければ登園可
溶連菌感染症	2～5日	潜伏期後半～発症後約7日間（抗菌薬内服後24時間が経過するまで）	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、莓舌、頸部リンパ節炎、全身に発疹	抗菌薬内服後24～48時間経過してから（ただし治療の継続は必要）
ウイルス性胃腸炎（ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス等）	ロタウイルスは1～3日 ノロウイルスは12～48時間	症状のある時期が主なウイルス排出期間	発熱、腹痛、下痢、嘔吐	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	臨床症状発症時がピークでその後4～6週間続く	咳、発熱、呼吸困難（重症の場合）	発熱や激しい咳が治まっていること
RSウイルス感染症	4～6日	通常3～8日間（乳児では3～4週間）	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
突発性発しん	9～10日	感染力は弱い、発熱中は感染力がある	38℃以上の高熱（生まれて初めての高熱であることが多い）が3日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
ヘルペス性口内炎（単純ヘルペス感染症）	2日～2週間	水疱がある間	歯肉が腫れ、出血しやすく口の中の痛みが強い 治癒後は体内に潜伏し体調が悪い時にウイルスの活性化が起こり、口唇ヘルペスをおこす	症状が改善し、元気であれば登園可能
伝染性膿痂しん（とびひ）	2～10日	水疱がある間（効果的治療開始後24時間まで）	湿疹や虫さされ痕にかきむしったところに細菌感染を起こし、びらん（ただれ）や水疱を形成する。かゆみを伴い、搔いたところにひろがっていく	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位がおおうことができる程度のものであること

## 9 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 ( 変 更 ) 届 出	浦和区中央消防署 平成 28 年 4 月 15 日届出 防火管理者 氏名 笹木 あゆみ
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練（月 1 回）を実施
防 災 設 備	火災報知機・ガス漏れ報知機・緊急地震速報受信機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物等の防災処理
避 難 場 所	第 1 避難場所・・・園庭もしくは常盤 7 丁目自治会館 第 2 避難場所・・・さいたま市立常盤小学校

10 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年専門の研修に職員を派遣し、受講しています。

11 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容		
	0歳児（離乳開始前）	0歳児（離乳開始後）	1. 2. 3. 4. 5歳児（幼児食）
1 日 の 流 れ	7:00	<u>朝預かり</u>	
	8:00		
	9:00	順次登園・健康観察	
	10:00	睡眠・遊び	遊び
	11:00	離乳食・ミルク	昼食
	12:00	睡眠	昼寝・休息
	13:00	一人一人の 家庭からの 生活リズムを大切 にしながらか徐々に リズムを整えて いきます	めざめ
	14:00		めざめ
	15:00		離乳食・ミルク
	16:00		遊び・睡眠
	16:30	順次降園	
	17:00	<u>夕方預かり</u>	
	18:00	<u>延長預かり</u>	
	19:00	ミルク・軽食	軽食
	20:00		
		*時間外は、通常保育の園児と合同になるため <b>保育室が変わります</b>	
食 事 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園独自の献立を栄養士が作成し、月齢や年齢にあった食材の切り方や味付けを工夫し、おいしい食事を提供できるように調理しています。</li> <li>・給食室カウンターに毎日サンプルを展示し、全体的な量や材料の大きさなどを、迎え時にご覧いただいています。</li> <li>・給食便り、献立表は前月の末日にウェブサイトに掲載します。お仕事先や外出先からでも携帯電話で見ることができます。</li> <li>・1日に必要な摂食カロリー 1・2歳児 900～950kcal、3～5歳児 1,250kcal～1,300kcalのうち、昼食で30%、午後の軽食で15～20%を摂ることを目安にしています。</li> <li>・夕方の軽食はパン、おにぎり等で約100kcal程度です。</li> <li>・食材は国産の低農薬、有機肥料により栽培された旬の物を使用するよう心がけています。だしは昆布や鰹節を使用しています。牛肉と生野菜は使用しません。すべての野菜は茹でて使用します。</li> <li>・薄味を心がけ、素材そのものの味を引き出すようにしています。特に塩分の摂取量には気を付けています。</li> <li>・食物アレルギーのあるお子さんには除去食や代替食を出します。医師の診断の上で「生活管理指導表」を提出してください。栄養士、</li> </ul>		

	<p>看護師と相談しながらご家庭と併行して行います。家族にアトピー体質者がいるからなどの理由だけでは応じられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食は預かりの利用頻度に応じて別冊マニュアルをお渡しします。食事段階が変わる時には事前に連絡し、一人ひとりの発達に応じて進めていきます。</li> <li>・環境ホルモンの影響に配慮し、陶器の食器を使用しています。</li> <li>・献立や離乳食についての質問は、随時受け付けています。</li> <li>・給食担当職員、全保育士が、赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌（O-157）の腸内細菌検査を毎月受けています。</li> <li>・調理する職員と配膳する職員は清潔な割烹着を着用しマスクをあて、専用の帽子で髪を覆い、介助する職員も清潔なエプロンを着用し、三角巾で髪を覆い、衛生には十分配慮しています。</li> </ul>
<p>健康診断 曜日特定預かり児童のみ</p>	<p>国の保育所基準では年2回ですが、0歳児をはじめ低年齢児童が多いため、年3回（6月・9月・1月）実施しています。歯科健診は歯の生えている児童を対象に、年1回（6月）実施しています。曜日特定預かりのお子さんが対象になります。当日登園日でないお子さんも、希望される方はその時間に登園していただき受けることができます。健診日の前に嘱託医への質問事項を連絡票に記入してもらい、健診日に回答しています。</p> <p>小児科医は開業医であることから、児童の多くがかかりつけの医院としており、嘱託医が子どもの様子をよく把握できている点も利点となっています。</p>
<p>安全に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回火災発生想定避難訓練のほか、水害想定、不審者の侵入や地震に備えた訓練を実施しています。防災計画のもと、日中の訓練はもちろん、早朝や夕方の抜き打ちの訓練なども繰り返し行っています。毎年1回は消防署の立合いのもと消火訓練や通報訓練を行い、指導を受けています。</li> <li>・職員は日頃より危機管理意識を持ち、防犯のみならず災害時にも迅速かつ的確に対応できるよう努めています。</li> <li>・通り魔事件、凶器持参の不審者侵入事件、幼児連れ去り事件等、様々な予測不可能な犯罪に対し、保育園では未然に防ぐように以下のような対策をとっています。</li> </ul> <p>●防犯カメラとモニターの設置</p> <p>玄関、園舎内外、園庭、駐車場等の周囲には防犯カメラを20台以上設置し、保育室や事務室にあるモニターで確認しています。</p> <p>●カメラ付インターホンと電気錠の設置</p> <p>門柱にカメラ付インターホンを設置し、室内よりモニターで来訪者を確認しています。玄関戸には電気錠を設置し不審者の侵入に備えています。</p> <p>●警察直結の非常通報装置の設置（事務室・わかば1組・はな組保育室）</p> <p>不審者等侵入時には、警察へ通報をします。</p> <p>●保育室にブザーの設置</p> <p>緊急事態発生時、保育室から事務室へブザーで知らせます。</p> <p>●駐車場に外灯を設置</p> <p>安全を確保し、「車上荒し」を防いでいます。</p> <p>●保育園敷地に入出入りできる門扉は、常時開放しないように入出入りの都度閉め、必要に応じ施錠しています。</p>

	<p>●職員は常時ホイッスルを携帯し、瞬時に危険を周囲に伝えます。</p> <p>●全職員が毎年、応急手当講習を受講しています。(AEDも使えます)</p> <p>●児童午睡時には、年齢区分に応じ一定時間ごとに顔色と呼吸を確認しています。6か月未満の乳児は5分おきに確認するようにし、ベッドには呼吸監視装置を設置しています。6か月から1歳児は10分おき、2歳児から5歳児は20分おきに確認しています。</p> <p>●保育園メールで「非常災害発生時に備え正常に機能しているのか試験を兼ねております。確認返信を必ずお願いします」の文面を送信し、毎月確認しています。</p>
<p>損害賠償保険への加入</p>	<p>社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体契約となっています。当法人全施設で加入しています。</p> <p><b>天災セット補償</b></p> <p>・賠償事故対応</p> <p>対人賠償 1名、1事故 2億円 (飲食物等による事故は7億円)</p> <p>対物賠償 1事故 1,000万円</p> <p>受託・管理財物賠償 200万円 (うち現金補償限度額) 20万円</p> <p>人格権侵害 1,000万円</p> <p>初期対応費用 500万円</p> <p>見舞費用 1事故 10万円限度、免責金額なし うち見舞金・見舞品 1名 5万円</p> <p>・園児の傷害事故に対応 (地震、噴火、津波、怪我、食中毒、熱中症)</p> <p>死亡保険金 108万円</p> <p>後遺障害保険金 500万円</p> <p>入院保険金 1日 1,500円</p> <p>手術保険金 入院中の手術 15,000円 外来手術 7,500円</p> <p>通院保険金 1日 1,000円</p> <p><b>保育所業務補償</b></p> <p>地域子育て支援拠点事業等補償 他</p>
<p>保育内容に関する 相談・苦情窓口</p>	<p>「ご意見・ご要望を受け付けています」と見出しをつけて受付方法等を掲載しています。また玄関から入ってすぐ目につく場所に「ご意見・ご要望について」という内容の文書を掲示しています。ご意見受付箱も設置し、匿名で意見を申出ることができるようにしています。連絡票に記入したり、直接職員に口頭で述べたり、ご意見受付箱に文書で入れたりする方法があります。</p> <p>受付担当者から提示されたものは、内容によっては全職員で検討したり、早急に対応したりと様々ですが、解決責任者である施設長が、回答とともに文書で掲示することで公表しています。</p> <p>◆相談受付担当者 加藤 佳子 (統括主任)</p> <p>◆相談解決責任者 笹木 あゆみ (園長)</p> <p>◆第三者委員 牧野 丘 (弁護士) 【電話】048-826-0246 大澤 成夫 【電話】048-822-8269</p>



個人情報の取扱

社会福祉法人浦和乳幼児センターでは個人情報の保護に関する法律に基づき、法人で「個人情報保護規程」を作成し（ウェブサイトに掲載）以下のとおり取り組んでいます。全職員がそれを遵守し、年に1回は熟読し再認識する機会を設けています。就業規則にも秘密保持の条項を定めており、児童、保護者、職員等の個人情報は目的以外に使用したり、漏洩しないように決められています。またそれに対する罰則も定められています。

**個人情報の取り扱いに関する取り組み**

**個人情報の収集、利用、提供**

- ① 個人情報の取得を適正かつ適法な方法で行います。
- ② 個人情報の利用目的をできる限り特定し、以下の場合を除き本来の利用目的を超えて使用いたしません。
  - (ア) 本人の了解を得た場合
  - (イ) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
  - (ウ) 法令等により提供を要求された場合
- ③ 法令等の規程に基づく場合を除いては、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供いたしません。

**個人情報の適正管理**

- ① 個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、適切な措置を講じます。
- ② 個人情報を保護するために、適切な個人情報管理体制を整備するとともに、職員の個人情報に関する教育に務めます。

**個人情報の確認、訂正等**

- ① 個人情報について本人から開示、訂正、追加、削除、利用停止の申出があった場合には、速やかに内容を確認し必要な対応をいたします。
- ② 個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

**個人情報保護に関する窓口**

常盤こころ保育園が保有する個人情報に関するご質問、お問い合わせ、開示等については以下のとおりお受けいたします。

個人情報取り扱い責任者	施設長	笹木 あゆみ
各種お問い合わせ・相談窓口	統括主任	加藤 佳子

